

これは、インクルージョンを教育の基盤とする国際的動向に反する差別的状況であると言えます。インクルーシブ教育の実現には、物的・人的「条件」が前提だと考えられているかもしれませんが、最初から「条件」が整っていたから実現できるわけではありません。ともに学ぶことの意義を基盤とする学校をつくろうとし、みんなで学び活動していくためにどんな工夫が必要なのかをその時々具体的にに応じて考えていった結果なのです。「合理的配慮」とはこのような過程をさす言葉です。

いま私たちは、「社会に出てから困らないように基礎的な知識を習得するため」に学校教育があるのではないと考える必要があります。学ぶことを権利ととらえるならば、なにを、いつ、どのように学ぼうとするかは、本人の自由の領域のことがらです。学習については、いつでもどこでもその機会が保障されていなければならない(教育基本法3条)のであって、学びを強制することなど誰にもできないのです。日本国憲法26条の「教育を受ける権利」と「教育を受けさせる義務」は、保護者が子どもの権利を拒んではならないことを述べているのであって、一定の期間内に一定の知識内容を習得する(させる)義務を課しているわけではないことをあらためて確認する必要があります。

学校が、子どもたちに何かを「身に付けさせる」という発想から解放されることで、「ゆたかな学び」が、結果として、個人の中に実現されていくことでしょうか。このような観点から、学校の中での「学び」を検証していくことが必要ではないでしょうか。

